

熊本市 中小企業融資制度のご案内

〈申込みができる方〉

- 1 中小企業者であること
- 2 熊本市内に1年以上居住していること（一部例外あり）
- 3 同一事業を1年以上継続して営んでいること（一部例外あり）
（営業に際し許認可等を必要とする業種を営む場合は、上記に加え許認可等の取得日から起算し、1年以上経過していること）
- 4 定められた市税を納めていること
（納税がない場合は、非課税措置又は免税措置を受けていること）
- 5 熊本県信用保証協会の保証対象業種であること

※下記の方は申込みができません

- ・信用保証協会の保証付融資について延滞等の債務不履行がある方
- ・信用保証協会の代位弁済となっている方及びその連帯保証人の方
- ・最近2ヶ年以内に金融機関の取引停止処分を受けた方

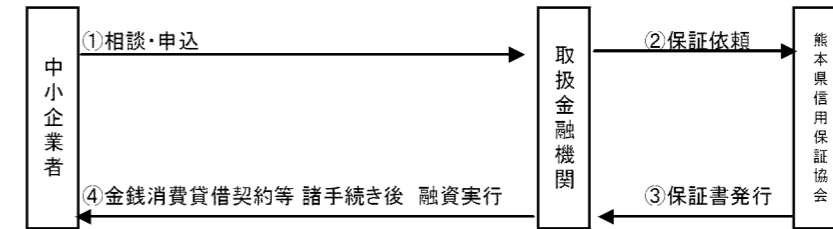
熊本市 経営支援課

制度融資のしくみ

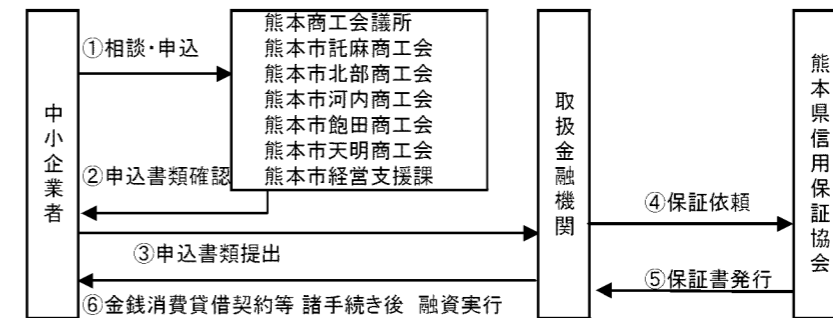
この融資は、熊本市が熊本県信用保証協会と金融機関の協力を得て実施しているもので、金融機関が本市の定める条件に沿って保証協会の信用保証を付けて融資を行います。

信用保証協会とは、中小企業者の方が金融機関から貸付等を受けるときに、その債務を保証することを主たる業務とし、中小企業者の方に対する金融の円滑化を図ることを目的とする公的な保証機関です。

①相談・申込先：取扱金融機関の場合



②相談・申込先：熊本商工会議所・市内各商工会・経営支援課の場合



中小企業者の定義

中小企業者とは、次の資本金または従業員数のいずれかに該当している方です

業種	資本金	従業員
製造・運送・建設業等 (下記以外のもの)	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業 ソフトウェア業	5,000万円以下	100人以下
情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下

※ゴム製造業(一部業種を除く)は従業員900人以下

〈企業診断のご案内〉

熊本市経営支援課では、経営改善を図るために、相談内容に応じた専門のアドバイザーを派遣する経営診断を実施しています。

費用は無料で、診断内容等の秘密は厳守されます。

お気軽にご相談ください。

融資の申込みについては、早めに計画をたて、余裕をもって、ご相談ください。

制度融資を上手に活用することは事業の円滑化につながり、借入金の順調な返済は企業の信用力を高めます。

* 熊本市中小企業融資制度の詳細については下記におたずねください。
また、熊本市経営支援課、商工会議所及び各商工会、熊本県信用保証協会では、経営に関する様々な相談もお受けしております。

熊本市経営支援課

(TEL 328-2429 ・ 325-2388 FAX 354-5813)
〒860-0806 熊本市花畑町7-10 熊本市産業文化会館4F

熊本商工会議所中小企業相談部(TEL354-6688 FAX326-8343)

熊本市河内商工会(TEL276-0342 FAX276-1408)

熊本市託麻商工会(TEL380-0014 FAX380-0246)

熊本市飽田商工会(TEL227-0852 FAX227-0852)

熊本市北部商工会(TEL245-0127 FAX 245-0197)

熊本市天明商工会(TEL223-2022 FAX223-0205)

熊本県信用保証協会(TEL325-3221 FAX 352-7150)

こんなとき	制度名	責任共有度	融資対象者	資金使途	融資限度額	融資期間及び利率	保証料率	連帯保証人	返済方法	相談・申込先	取扱金融機関
運転資金や設備資金が必要なとき	小口資金	対象	● 市内に1年以上居住し、かつ同一事業を1年以上経営している中小企業者 ● 従業員20人以下であること	運転資金 設備資金	1,000万円以内	30ヶ月 年2.20% 45ヶ月 年2.30% 60ヶ月 年2.40% (据置 6ヶ月以内)	年0.45%~1.25% 保証料補給 2分の1又は 152,000円のいずれか低い額	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要 ただし、熊本県信用保証協会が特に必要と認める場合を除く	元金均等 月賦返済	取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会 経営支援課	肥後銀行 熊本ファミリー銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫
	経営向上小口資金	対象外	● 市内に1年以上居住し、かつ同一事業を1年以上経営している中小企業者 ● 従業員20人以下(商業・サービス業は5人以下)であること ● この融資と既存の保証協会の保証付融資残高(根保証においては融資極度額)との合計で1,250万円の範囲内であること	運転資金 設備資金	1,000万円以内	3年以内 年2.00% 4年以内 年2.10% 5年以内 年2.20% (据置 6ヶ月以内)	年0.5%~2.20% 保証料補給 2分の1又は 152,000円のいずれか低い額		一括又は 分割返済	取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会 経営支援課	肥後銀行 熊本ファミリー銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫
	無担保無保証人資金	対象外	● 市内に1年以上居住し、かつ同一事業を1年以上経営している中小企業者 *法人は利用できません ● 従業員20人以下(商業・サービス業は5人以下)であること ● 市県民税の所得割の課税があること	運転資金 設備資金	1,000万円以内	36ヶ月 年2.00% 60ヶ月 年2.20%	年0.75% 保証料補給 2分の1	不 要	元金均等 月賦返済	取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会 経営支援課	肥後銀行 熊本ファミリー銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫
	経営安定資金	対象	● 市内に1年以上居住し、かつ同一事業を1年以上経営している中小企業者及び組合	運転資金 設備資金	3,000万円以内 1組合 4,000万円以内	3年以内 年2.30% 5年以内 年2.40% 7年以内 年2.50% (据置 6ヶ月以内)	年0.25%~1.70%	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要 ただし、熊本県信用保証協会が特に必要と認める場合を除く	元金均等 月賦返済	取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会 経営支援課	肥後銀行 熊本ファミリー銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫
新規開業や転業・多角化によって事業を始めるとき	起業化	対象外	● 新規開業(全体事業費の20%以上の自己資金が必要)(開業後1年未満の者を含む) ①市内に1年以上居住し、事業を営んでいない個人であって、新規事業と同一事業の勤務経験があり、1月以内に新たに事業を開始する者(2月以内に新たに会社を設立する者) ②市内に3ヶ月以上居住し、事業を営んでいない個人であって、新規事業と同一事業の勤務経験が無く、1月以内に新たに事業を開始する者(2月以内に新たに会社を設立する者)(学生については、学校の推薦を受けた者)	運転資金 設備資金	①1,000万円以内 ②500万円以内	7年以内 年2.00% (据置 1年以内)	年0.70% 保証料補給 2分の1又は 222,000円のいずれか低い額		元金均等 月賦返済	取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会 経営支援課	肥後銀行 熊本ファミリー銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫
	支援資金	対象	● 転業・多角化 市内に1年以上居住し、かつ市内において同一事業を3年以上継続して営んでいる者 転業・多角化前であること	運転資金 設備資金	1,000万円以内	7年以内 年2.20% (据置 1年以内)	年0.25%~1.70% 保証料補給 2分の1又は 222,000円のいずれか低い額				
短期資金や季節資金が必要なとき	特別短期資金	対象	● 市内に6ヶ月以上居住し、かつ同一事業を6ヶ月以上経営している中小企業者	運転資金 設備資金	200万円以内	1年以内 年2.35% (据置 2ヶ月以内)	年0.25%~1.70%		取扱金融機関の定めるところとする	元金均等 月賦返済	取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会 経営支援課
	中元・年末資金	対象	● 市内で1年以上同一事業を営んでいる中小企業者	運転資金	500万円以内	6ヶ月以内 年2.30%以内 (保証付の場合 年2.15%以内)	保証付の場合は 年0.45%~1.90%	取扱金融機関 熊本ファミリー銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫 九州幸銀信用組合 熊本県信用組合 商工組合中央金庫			
大型店の進出・撤退で影響があったとき 倒産企業に対し回収が難しい債権があるとき 災害により被害を受けたとき	経営安定特例資金融資	対象	● 市内に1年以上居住し、かつ同一事業を1年以上(天災地変・火災の場合6ヶ月以上)経営している中小企業者 ①大規模小売店(床面積1000㎡以上)の進出又は増床により経営に影響を受けると市長が認めたもの ②倒産企業に対して直接取引をおこなっている者で、50万円以上の売掛債権を有しその回収が困難であると市長が認めたもの ③天災地変・火災により被害を受けた中小企業者 ④大規模小売店の撤退・譲渡、又は縮小に伴い経営に影響を受けると市長が認めたもの ⑤熊本駅西土地区画整理事業施行に伴い、経営の安定に支障を生じている者であって、市長が特に必要と認めたもの。	運転資金 設備資金 (③④については 設備資金のみ)	1,500万円以内	7年以内 年2.20% (据置 1年以内) ⑤ 7年以内:年2.20% 10年以内:年2.70% (据置 2年以内) 利子補給 全額	年0.25%~1.70% ⑤保証料補給 全額	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要 ただし、熊本県信用保証協会が特に必要と認める場合を除く	元金均等 月賦返済	取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会 経営支援課	肥後銀行 熊本ファミリー銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫
経済環境の変動で事業活動に支障があるとき	経済環境変動対策資金	対象	● 市内に1年以上居住し、かつ同一事業を1年以上経営している中小企業者 ① 申込み時点の前期(年)の売上高が前々期(年)に比べ3%以上減少、または申込み以前1年以内のいずれかの連続した3ヶ月の平均売上高が前年同期比3%以上減少している者。(平成21年3月31日 融資実行分まで) ② 申込み時点の前期(年)の売上総利益もしくは営業利益が、前々期(年)に比べ3%以上減少、または申込み以前1年以内のいずれかの連続した3ヶ月の売上総利益もしくは営業利益が前年同期比3%以上減少している者。(平成21年3月31日 融資実行分まで)	運転資金	1,500万円以内 (平成21年3月31日 融資実行分まで)	7年以内 年1.95% (据置 6ヶ月以内)	年0.25%~1.70% ②保証料補給 全額		元金均等 月賦返済	取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会	肥後銀行 熊本ファミリー銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫
公害防止施設の設置や改善が必要なとき	公害防止施設資金	対象	● 市内に1年以上居住し、かつ同一事業を1年以上経営している中小企業者 ● 公害防止に関し、監督機関の改善指導を受け、市長が必要と認めた施設	設備資金	800万円以内	7年以内 年2.40% (据置 6ヶ月以内) 利子補給 全額	年0.69% 保証料補給 全額		元金均等 月賦返済	取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会 経営支援課	肥後銀行 熊本ファミリー銀行
地下水使用の合理化を図る施設・設備の設置や改善を行うとき	地下水使用合理化設備資金	対象	● 市内に1年以上居住し、かつ同一事業を1年以上経営している中小企業者 ● 地下水の使用合理化を図るものとして市長が認めた施設・設備	設備資金	1,000万円以内	3年以内 年2.20% 5年以内 年2.30% 7年以内 年2.40% (据置 6ヶ月以内) 利子補給 全額	年0.25%~1.70% 保証料補給 全額又は 443,000円のいずれか低い額		元金均等 月賦返済	取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会 経営支援課	肥後銀行 熊本ファミリー銀行
協同組合などで事業の高度化や近代化を行うとき	高度化資金	対象	● 事業協同組合・商店街振興組合・環境衛生同業組合等、及びその組合員	運転資金 設備資金	1組合 8,000万円以内 1組合員 2,000万円以内	8年以内 年2.60%	保証付の場合は 年0.45%~1.90%	取扱金融機関の定めるところとする	取扱金融機関	商工組合中央金庫 肥後銀行 熊本ファミリー銀行	